

## 平成28年第6回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成28年12月14日（水曜日）

---

### ○議事日程

平成28年12月14日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
15 番	吉 村 弘 之 君	16 番	上 田 和 夫 君
17 番	行 重 延 昭 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	安 村 政 治 君	20 番	高 砂 朋 子 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	三 原 昭 治 君
23 番	清 水 力 志 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	松 村 学 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	中	村	隆	君															
教	育	長	杉	山	一	茂	君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君										
総	務	部	長	藤	津	典	久	君	総	務	課	長	河	田	和	彦	君											
総	合	政	策	部	長	平	生	光	雄	君	生	活	環	境	部	長	岸	本	敏	夫	君							
健	康	福	祉	部	長	林	慎	一	君	産	業	振	興	部	長	神	田	博	昭	君								
土	木	都	市	建	設	部	長	友	廣	和	幸	君	入	札	検	査	室	長	内	田	和	男	君					
会	計	管	理	者	山	内	博	則	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	司	透	君						
監	査	委	員	事	務	局	長	平	井	信	也	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	賀	谷	一	郎	君
消	防	長	三	宅	雅	裕	君	教	育	部	長	末	吉	正	幸	君												
上	下	水	道	局	長	清	水	正	博	君																		

---

#### ○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

10番、山本議員、11番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

#### 一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより質問に入ります。最初は、2番、石田議員。

〔2番 石田 卓成君 登壇〕

○2番（石田 卓成君） おはようございます。このたび初めて当選させていただきました、右田の石田卓成でございます。応援して下さった全ての皆様方、そして市民の皆様のために、選挙中に掲げさせていただいたキャッチフレーズのとおり、どんな問題からも逃げず、いかなる権力にもこびず、そして決してあきらめずに、強きをくじき弱きを助けるというスタンスに立って全力で頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

このたびの後援会活動と選挙期間中の運動の中で、市民の皆様からさまざまな御意見、御要望を聞かせていただきました。本日は、その中でも特に多く寄せられた御要望や課題、それと以前から私が訴え続けてきたことについて取り上げさせていただきます。

まず最初に、新庁舎建て替えの問題から始めさせていただきます。

防府市では、以前より議論がなされており、このたび検討委員会からは駅北エリアとの答申がなされたところがございますが、この駅北エリアについては、一昨日山田議員さんもおっしゃられましたが、実に多くの市民の皆様から「異議あり」との声が上がっているのは、市長さんをはじめ執行部の皆様方も既に御存じのことと思います。まず駅北と現在地、2カ所の候補地に絞られたのであれば、一昨日、これもまた曾我議員さんがおっしゃられたように、まずはそれぞれの場所ごとの具体的な計画を市民の皆様にお示しする必要があります。そして駅北エリアに移転するほうの計画については、移転後、現庁舎が建っているこの場所を今後どのように利用していくのかという計画までを含め市民の皆様にお示しする必要があります。それと同時に、現在地で建て替える場合の計画も市民の皆様にお示しさせていただき、現在地、駅北双方の計画を見比べていただいた上で市民の皆様判断してもらいたいのではないのでしょうか。そして、最低でも過半数以上の市民の皆様が理解を示してくださったのを判断した上で計画を進めていくべきだと考えております。

やはりこのようなことを決定する際には、外部委員会の声だけではなく、市民の皆様のさまざまな御意見を聞き、その都度コンセンサスを得ながら進めていくべきだと考えているのですが、執行部としてはいかがお考えでしょうか、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

庁舎の建設につきましては、一昨日ですか、答弁もいたしておりますことと重複いたしますけれども、昨年度から取り組んでおりました庁舎建設基本構想・基本計画の策定について、先般、その構想・計画（案）の取りまとめを終えたところがございます。

庁舎建て替えについてのお尋ねでございましたが、市民の皆様からさまざまな御意見を伺い、コンセンサスを得ながら事業を進めていくということにつきまして、全く異論のないところでございまして、私どもといたしましては、学識経験者、各種団体からの推薦者及び市民の公募委員で構成する庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会を設置しまして、さまざまな視点からの検討を行い、計画策定を進めてまいったところがございます。

このたび、庁舎建設基本構想・基本計画（案）を取りまとめ、これからパブリックコメントに移ります。そのパブリックコメントの期間中の来年1月下旬には、庁舎建設に係る

シンポジウムを開催するため、今回の補正予算にもそのことを計上させてもいただいております。

今後は、取りまとめた構想・計画（案）をもとにしまして、市民の皆様方への周知を図って、合意形成をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

執行部の皆様方も、果たして今のような議論の進め方で本当に3分の2の議員さんの同意を得られるとお思いでしょうか。幾らやっぱり市長さんの御意向が強いとはいえ、やっぱりこうやってかなり無理やり感を感じるわけなんです。そういうのはやっぱりおかしいと思います。ですので、やっぱりもうちょっと市民の皆様の声聞く努力、まずは場所を決定した上で次の段階に進めていくべきだと思いますので、御要望として聞いていただければと思います。

では次に、庁舎の件は終わり、次に進めさせていただきます。

○議長（松村 学君） ちょっと待つて。市長が答弁があると言いますが、よろしいですか。

○2番（石田 卓成君） はい、どうぞ。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御発言の中で無理やり感が強いというお話でありましたが、私は決してそんなことはありません。私が駅北に無理やり持っていこうと思っている気持などは全くありません。はっきりこの点はこの場で申し上げておきます。

というのは、この庁舎そのものについて、私はほかの施策が優先するという思いでずっと今までほかの事柄に、例えば消防の本庁をしっかりとものをつくって耐震性のあるものに消防だけはしなきゃならんということで、消防をいたしました。それから、火葬場もあのような劣悪の状態のことではいかんということで、立派な火葬場を建設もいたしました。それから、図書館にしてもまちなかにあった方がいいねと言われる御意見に応じてまちなかに持っていくこともできました。

まだまだほかにもいっぱいいっぱいあるんですけども、庁舎の建設が一番最後でいいんだと、一番後回しでいいんだという思いの中で、お金だけは積み立てていこうということで、なぜかという、この庁舎の建設には、お金はお国は貸してくれないんです。お金をくれることはないんです。庁舎建設にかかるでしょう、2分の1お金を出してあげましょ

うはないんです。全部自前なんです。ですから、平成10年に私は市長に就任して、それで11年3月の議会にお金を積み立てましょうという議案を出したんです。けどそのときは否決されたんです。今そんなことを議論する段階ではないよということ。

ところが、やっぱり積立だけはしとかんにゃいけんよということで、平成13年3月にまた出したら、今度は可決をいただいて、それから積み上げていったお金が今30億円までできました。30億円ではまだ足りません。それは借金で今度はしていけるだけの体力をようやく今ここへ来たら、まで15年の間に体力をつけてくることができた、そろそろ庁舎についても考えたほうがいいんじゃないかということで、去年、庁舎の建設ということでの委員会を立ち上げたわけなんです。

そしたらことしの4月ですか、熊本で思いもよらない地震が起こったんです。その協議をしている最中に起こったんです。これはまた庁舎が崩れたら大変じゃないかというような議論がまたそこで加速化していった流れがあるわけで、私がやみくも庁舎をつくりたいとか、新しい庁舎を早くつくりたいとか、あるいはそれも駅前につくりたいとか、私がやみくも強引に進めていっていることでは全くないんで、この辺の誤解のどうぞないように、ここが一番事の起こりでございますし、議員はまだこの流れというものについて、行政の流れについてはまだ始まった、スタートしたばかりですから、スタートの地点でボタンのかけ違いが起こらないようにしたいという思いで、私は申し上げております。

やみくも急いでいるわけでもございません。ましてや駅北に急いで持っていこうと私がやみくも進めていることでもございませんことを、どうぞ議員をはじめ議会の皆様方にはお含みおき、御理解をいただきたいと思っております。

どうも議長、ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員、何かありますか。

○2番（石田 卓成君） 今の件について、やっぱりでも市民の皆様から聞こえてくる声は、市長がこだわっておられるんじゃないかという声やっぱり多いわけなんです。だからこそ反対という人も多いわけなんです。なんで、そういった声もあるということを重々よく御理解いただいた上で議論を進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に進めさせていただきます。次は、中山間地域にお住いの皆さんが待ち望んでおられるコミュニティバスについての質問でございます。

昨日、ラストに共産党の清水議員さんからも、過去にはほかの議員さんたちからも同様の声が上がっておりますが、今回各地域を回らせていただく上で、隣の山口市や宇部市にはできてなぜ防府では走らせることができないのかということ非常に多くいただきまし

た。

現在、中山間地域では、買い物するお店も病院も金融機関もなくなり、生活難民となっておられる方が多くいらっしゃいます。地域の皆さんから聞こえてくる声といたしましては、「なぜ、他市と同じぐらいの税金を納めているのに、防府では箱物を建てる話ばかりで市民生活にお金が回されないのか。」

---

---

---

今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、こういった方々はさらに増加してくるわけですので、一日も早く低価格で利用できる交通手段が必要となってまいります。

市中心部を回る巡回バスにつきましては、まずは来年度の後半に2つのルートで実証実験が行われる計画があるとのことですのでうれしく思っているわけではございますが、中山間地域から市の中心部への交通手段につきましても、一日も早くつくっていただきたい。大道の切畑地区で実施されているデマンドタクシーでは、利用者の声を取り入れ、ダイヤやルートの改善を行ったところ、利用者が大幅に伸びたとのうれしい声も届いているところではございますが、他の中山間地域においても地域の皆さんの声を取り入れ、一日も早く市内全ての地域でコミュニティバスの運行を開始していただきたいと願っているところでございますが、執行部としてはいかがお考えでしょうか、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

地域住民の移動手段の確保についてのお尋ねでございますが、昨日の清水力志議員からの地域公共交通についての御質問に対する、市長が御答弁申し上げましたが、本市では、地域全域を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築するため、改正「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を来年度中に策定することを目指し、現在進めているところでございます。

計画の策定に当たりましては、調査事業の一環として、市中心部における回遊性の向上を図るため、医療機関や商業施設等を巡回する循環バスの実証運行を実施するとともに、市周辺部などにおいては、地域における通院や買い物、交流といった生活を支えるため、切畑地区で運行いたしておりますデマンドタクシーや、議員御案内のコミュニティバスなど、新たな交通モードの導入を検討し、最適な公共交通の組み合わせを計画に反映してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。本当、地域の皆様本当に困っておられて、一日も早く全ての中山間地域でその形になることを心から願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

コミュニティバスの話は終え、次に進めさせていただきます。

次は、現場の市の職員さんたちが委縮せずに生き生きと提言できる雰囲気づくりについてでございます。

私は、このたび議員にならせていただく前、防府の消防職員として19年間、そして山口の消防職員として3年間ほど働かせていただいたわけですが、同じ行政でも仕事の進め方、特に職場の雰囲気が大きく違うことを肌で感じました。

それぞれによいところがあり、例えば、事務処理の進め方においては防府のほうが効率化できており、重複する事務が多い山口市に比べて優れていると感じました。しかし、多くの部分、特に職員さんの仕事に対するモチベーションの高さについては山口市のほうが優れており、常日ごろから問題意識を持ち、市民目線でどんどん提言できる職員さんが非常に多く、こんな役所もあるのだなと感心した次第でございます。

---

聞こえてくる声といたしましては、「市民目線で提言をしたのに文句を言ったと捉えられ、担当から外されてしまった」、ほかの方からも「上司から指示されたこと以外に市民のためにと積極的に仕事をしようとしたところ、何かあったら誰が責任を取るのかと怒られた」などなど、挙げれば切りがありません。

そもそも自発的に動け、しっかりと市民目線での提言ができるような優秀な職員さんであれば、御本人さんの意向もあるとは思いますが、可能な限り同じ部署で頑張っていたら、大いに力を発揮していただくべきではないでしょうか。「何かあったら誰が責任を取るのか」という言葉が市役所の中では多く聞かれますが、上役の方の仕事は、「任せておけ、責任は取る」と言えること、そして決断をすることです。

これはローマ教皇にお米を食べてもらい、ドラマ化もされた石川県羽咋市のスーパー公務員、高野さんのお言葉でございますが、「市民のためになると確信できれば、違法行為以外は何でもやってよい」と言えるぐらいの度量を持った上役の皆さんであってほしいと願っております。どうすればよくなるのかを私なりに考えてみたのですが、市と市の間の人事交流、つまり横の人事交流をすればかなり早く雰囲気が改善するものと私は確信しております。

現在は県や国の出先機関等との縦の人事交流しか行われていませんが、主任や係長クラス年代の職員さんたちが近隣他市との人事交流をすることにより、他市での優良事例やよい雰囲気をつくり方を学んで持ち帰ることができれば、我が防府市も随分と早く変われるのではないかと考えておりますが、執行部の御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、市役所の雰囲気につきまして、職場環境の整備という観点から述べさせていただきます。

職場環境の整備につきましては、平成27年3月に策定いたしました防府市行政経営理念の中で、「職員は、働きがいのある職場環境づくりに努め、職員一人ひとりのやる気と能力が最大限に発揮できる組織を目指すこと」としまして、さらに、本年2月に改訂いたしました「防府市人材育成基本方針」におきましては、管理監督者、つまり上司が、職場環境の整備に関して中心的な役割を担うものと位置づけ、「上司の人材育成に対する取り組み姿勢が職員の意識や職場の雰囲気に大きな影響を与えることから、人材育成の上で重要な役割を果たさなければならない」と定めております。

このことにつきまして、私といたしましても常日ごろから気を配っているところでございますが、事あるごとに職員に対しては市民サービスの向上に直結する提案は、どんどん上司に進言すること。場合によっては、直接、市長室に来てもいいというような話をしておりますし、意見を聞くための扉はいつでも開けてあると、このように申しているところでございます。上司と呼ばれる立場にある職員は、私と同じ心構えで部下に接しているものと私は考えておりますので、議員の御指摘のありました、部下のやる気をそいでしまうような上司は存在してはならないと私も思っているところでございます。

また、職員からの意見をくみ上げる仕組みといたしまして、職員提案制度がございます。この制度は、行政運営の効率化や市民サービスの向上に資することを目的といたしまして、私が市長に就任をした平成10年、その年から実施しているものでございますが、市政全般について、職員から広く改善意見や建設的な着想の提出がございまして、平成10年度から平成27年度までのこの間、164件の提案があり、そのうち34件が実施に移されるなど、成果を上げているところでございます。

次に、御質問のございました他市との人事交流についてのお尋ねでございますが、担当者レベルにおきましては、近隣市と合同で税務担当者勉強会とか情報システム担当者勉強会とかいった研修会を開催しまして、他市のよい事例を学び、日々の業務に活用する取り

組みを既に進めております。また、観光部門におきましては、周南市との観光振興協定に基づきまして、相互に協力して事業を推進するなど、これまでさまざまな分野での交流を実施してきております。

私としては、市の働く現場に新風を吹き込むことの必要性を痛感しまして、平成12年度から社会人採用なる職員採用制度を設けまして、現在32名の職員が民間企業などでの経験を生かしながら、日々の業務に取り組んでいるところでございまして、既にその中から二、三、課長職にまでなってきた者もいるところでございます。平成20年度からは、職員の意識改革と資質の向上を図ることを目的としまして、民間企業に対する職員の派遣研修も実施しております。これまで111名を派遣をいたしまして、常に市役所に新しい風を吹き込む組織の活性化に努めているところでございます。

これまで申し上げた制度の運用や研修会などを、今後も継続的に実施しまして、新たな取り組みも模索しながら、今後も引き続き、働きがいのある職場環境づくりに努めまして、職員一人ひとりのやる気と能力が最大限に発揮できる組織を目指してまいりたい存でございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。他市との交流、既に研修会等行われているということでしたが、1日、2日、数日間行っただけではなかなかその雰囲気まで感じ取ることにはできないですね。日々やっぱり業務していく中でいろんなことが起こるわけでもございまして、そういうときの組織としての対応のあり方だとか、やっぱり1年とか、最低でもそのぐらいの単位で交流しないとなかなか見えてこない部分も多いと思いますので、引き続き御検討をいただけましたらうれしく思います。

じゃあ、次に農業について質問させていただきます。

私がここで言うまでもございませませんが、農業界の高齢化は特に著しく、大道地区以外では圃場整備が全く行われていないため、耕作放棄される農地が次第に目立ってきております。現場で地域農業の受け皿として、また農業委員として活動させていただく中で、防府市役所の農家さんに対するスタンスに違和感を覚えることが多くございまして、例えば隣の山口市では農機具の補助事業など各種の事業が出された際には、該当者全員に郵送で通知をされておりますが、我が防府市では、今まで何度も同じことをしてくださいとお願いしているのに、未だに実施されておられません。

県外から視察に来て下さった方がうらやましがるほどに水量が豊富な佐波川沿いの優良農地では、全く圃場整備が実施されておらず、集落営農組織も設立されていないため、ごく一部の担い手さんたちに耕作依頼が集中しておりますが、皆さんかなりお年を召されて

おりまして、次に農機具が壊れたらやめてしまおうといった方も多く見受けられます。

このような担い手の方々が突然耕作不能な事態に陥ってしまった場合、5ヘクタールとか10ヘクタールとかいう規模、例えば私の地元、上右田の場合で田んぼの枚数にするとすれば、50枚とか100枚とかそういった規模で耕作放棄地が発生してしまう可能性が非常に高く、その危機は既に目前に迫っております。

昨年、農業委員会のメンバーで視察に行かせていただいた広島県世羅町の職員さんからは、圃場整備と集落営農組織の設立は町役場の仕事として認識していると教えていただき、メンバー一同大変感動したわけですが、我が防府市においても、決して地元のせい、JAやほかの機関のせいにするのではなく、自分たちの仕事だという認識を持っていただいた上で仕事を進めていただけたらと願っております。

土地利用型の担い手の高齢化は特に著しく、防府では稲作をされている方が多いわけですが、これらの担い手の跡取りとなり得る土地利用型の新規就農者の育成と佐波川流域の地域では、圃場整備事業の実施が我が防府市にとって一番最初に取り組むべき農業政策であります。

何をすべきか、具体的に申させていただきますと、まずは最初にそのようにお年を召された担い手の方々があと何年ぐらい農業を継続できそうなのかという調査をする必要がございます。その上で、継続できなくなった後に、跡取りはいらっしゃるのか、もしも期待できそうな若手があらわれた場合に、親族ではなくても機械や倉庫、お預かりしている田んぼなどをそのまま引き継ぐ御意思はあるのか、そのようなことを確認し、次の世代へ引き継ぐ御意思がある担い手の方をリストアップした上で新規就農希望者を紹介し、出し手と受け手の双方に地域の方々の御協力もいただきながら手厚くサポートしていく必要がございます。簡単に圃場整備をして集落営農組織を設立すると申しましても、地域で話し合いが始められてから事業が完成するまでには10年近い歳月がかかってしまいます。

10年も継続できる土地利用型の担い手農家さんは、市内でもそんなに多くはありませんので、市役所の皆様にもこの危機感を共有していただいた上で、まずは担い手への事業の周知について大急ぎで取り組んでいただきたいと願っておりますが、市としてはどのように考えておられますでしょうか、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

本市の農業関係のまず補助金の事業につきましては、補助金交付要綱を制定し、その後、市ホームページなどで公表するとともに、特に新規就農者に関連する事業につきましては、対象者に直接お会いして事業の説明を丁寧に行ってまいりました。

また、先ほど御紹介がございました地域農業の中心となる認定農業者などに関連する事業につきましては、山口県農林事務所をはじめ、防府とくち農業協同組合や防府酪農農業協同組合などと協力して、周知も行ってまいりました。

先ほど議員御案内の山口市における農機具の補助事業のお尋ねですが、山口市に確認いたしましたところ、平成27年度の国の補正予算として計上された担い手確保・経営強化支援事業が、新たな補助事業として創設されたことから、事業の対象者である認定農業者全員の方を対象に、意向調査票を送付されたとのことでございました。

しかしながら、本市の対応は、防府とくち農業協同組合を通じての意向調査のみにとどまり、認定農業者全員への周知はいたしておりませんでした。

今後は、国や山口県の情報を速やかに把握し、新たに補助事業が創設された場合には、対象者全員に意向調査等を実施し、周知徹底を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。山口市、確かに去年、そのときには全農家さん、担い手農家さんに周知されていましたが、毎年ある経営体育成支援事業というのが国の当初予算でつくのがあるんですけど、こちらとかについても3割補助しかないんですけど、今まで一回も周知をしていないわけですから、そのことを御存じない担い手さんたちも多いわけなんです。なので、新しい制度ができたときだけじゃなく、まずは1回はやっていただくこと、その後にもまた新たなもんが出てきたときには再度周知をしていただくというふうにしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、新規就農者やU I ターンの方々に住んでもらう住居についての質問でございます。

防府市では空き家バンクの制度が一応は用意されておりますが、ずっと長い間ゼロ件のままでございまして、最近になってやっと売却物件が7件、賃貸物件1件が登録されましたが、これもまた残念ながら隣の山口市と比べ取り組みに大きな差がついてしまっております。私自身も新規就農希望者にこれまで3件の空き家を月に2万円程度の家賃で紹介させていただいたわけですが、防府市役所にもぜひ頑張っていただきたいと願っております。

先日、東京に住んでいる知人から、農業をしたいので徳地にある空き家を探したいと山口市役所に相談したところ、相談した時点での登録件数はゼロ件だったのに、すぐに探してくれて4件の空き家と農地をセットで紹介してもらえたとのうれしい情報が入りましたが、前々から農業委員会を通じて要望しているように、市のホームページ上で空き家と農

地をセットで紹介できれば、遠隔地にお住いの方でもインターネットを通じて簡単に情報を得ることができ、さらにはホームページ上でその場所のグーグルアースのURLなどを貼っておけば、現地を見に来なくても近くの風景・様子を感じ取ることができ、イメージもつかめ、とても効果があるはずでございます。

今後は、市内の農業者の総意と言っても過言ではない農業委員会から出された建議を確実に実行していただくのはもちろんのこと、このような他市に先駆けた取り組みができるような防府市役所になってほしいと願っておりますが、農業委員会からも要望が上がっている農地と借家をセットで紹介することについて、市としてはどのようにお考えでしょうか、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 空き家バンク制度と農地情報の周知方法についてのお尋ねにお答えいたします。

まず空き家バンクにつきましては、U J I ターン者による防府市への定住促進を図るため、平成24年度に防府市定住促進住宅情報バンクとして制度化いたしておりますが、この制度についてのお問合せや登録に関する御相談はあったものの、登録に至った物件はございませんでした。

このため、昨年度から、市内の宅地建物取引業者の方が加盟する一般社団法人山口県宅地建物取引業協会防府支部と協議を重ね、本年7月に同支部との協力体制の再構築を行ったところであり、以降、物件の登録件数が伸びてきている状況でございます。

さらなる登録物件の充実に向け、空き家の所有者に対しまして、登録の御案内を積極的に行うとともに、県内外のU J I ターン希望者へ、情報発信をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

また、議員御提案の空き家と農地の情報を市のホームページ上でセットにして紹介することにつきましては、所有者がお貸し、またはお譲りしたいという意向のある農地情報は、大切な個人情報であるため、農地情報の公開の仕方や所有者の公開に係る同意など、担当部局が一つずつ丁寧に確認し、都市計画法上の制限等を踏まえた上で、空き家とセットで紹介できるか否かも含め、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。農地とセットで紹介するのはなかなか難しいのではないのかというお答えでございましたが、今、農地情報・中間管理機

構というのができておりまして、こちらのほうに情報がなり集約されております。中間管理機構につくってほしいと地主さんが言われても、それ、今農業委員会のほうに、地域の農業委員さんに「農地ありますので誰かつくり手探してくださいよ」とかいう連絡全くないんです。ちょっとまだ制度上うまくいってない部分も多いんで、農業委員会としても、農業委員としても引き続き声を上げていきたいと思っておりますけど、その辺とも連携を取りながらしっかりやっていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に進めさせていただきます。次は、消防についてでございます。

皆様も御存じのように、我が防府市では、平成21年に集中豪雨による大災害を受けてしまったわけですが、その後全国各地でも異常気象によりさまざまな大災害が毎年のように発生しております。このような異常気象による豪雨災害が発生するときには、近隣の市でも同様の被害が発生している可能性が高く、そのため現在、県内の消防で行われている応援協定では、実際の災害時に機能しない可能性が極めて高くなっておりまして、それを防ぐためには指揮命令系統を県内で一本化する必要がございます。

具体的には、県庁の上層階のワンフロアの壁を取り払って、片方の端に県の消防通信指令センターを、もう片方の端に県警の指令センターを置き、真ん中の広いスペースには災害対策本部や大きな事件の際に指揮本部として使えるようなスペースを設けるとよいのではないかと考えております。

現場の消防職員さんは、地域の地理や水利を熟知しておられますので、現場の組織を県内で一本化するのはいかがなものかと私も考えているところでございますが、最低でも指令を出す側の通信指令センターは県内1カ所で行うべきだと考えております。防府市消防本部では、昨年度、高機能消防指令センターが導入されたばかりでございますが、県内各地でも近年入れ替えをされたところが多いため、いつの間、共同運用を行うことは難しいのだらうと思っておりますが、単独の市がこのような設備を導入するのはコスト的にも非常に高くなりますので、次回の更新時、おおむね10年後の県内一本化での通信指令センターの共同運用を目標に、県内の市長会で議論を再開していただきたいと考えているのですが、市長といたしましてはいかがお考えでしょうか、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長と申されましたが、消防長でよろしいですね。

○2番（石田 卓成君） はい。

○議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 議員御案内の消防通信指令システムの県内共同運用についての御質問にお答えをいたします。

消防指令業務の共同運用につきましては、消防職員の効率的な運用、通信指令設備の高機能化、また消防本部相互の応援の円滑化など大きなメリットがございますが、平成20年3月に策定されました山口県消防無線広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に関する整備計画におきまして、「指令業務の共同運用については、広域化対象市町において検討される広域消防運営計画の枠組みにより実施することとする」と示されたことから、現在は下関市・美祢市を除いた10本部が単独運用を行っております。

資料でお示ししておりますように、近年の高機能消防指令センターの整備運用につきましては、下関市は、先ほど申しましたように美祢市さんと共同運用ということで、ほかには宇部・山陽小野田市、萩市、防府市、岩国市、下松市、長門市が整備を完了しております。また運用も行っている状況で、光市が現在整備中であり、今年度末で完了する予定でございます。

今後の消防通信指令システムの共同運用に関しましては、高機能消防指令センターの整備を終え、単独運用を実施している消防本部が多数であり、共同運用実施のためには、新たに大きな、多大な経営負担が生じるということから、困難であると思慮されます。

次に、次回更新時の方針につきましては、おおむねこれら設備が、約10年後をめどにして更新したいと各本部考えておるとお思いますので、今後、共同運用に関する新たな整備計画や指針が示されまして、協議が必要となった場合につきましては、山口県及び関係市町と積極的に協議を行っていく所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

千葉県とかでかなり先進的な取り組みも行われておまして、うまくいっているようでございますので、市長、市長会に出られた際にぜひそういうことを問題提起していただいて——防府市のためにもなると思うんです。コストもかなり安くなるし、大災害が起こったときの対応もスムーズになると思いますので、ぜひ問題提起していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

では、最後の項目に移らせていただきます。最後は、過去防府図書館に展示されていた台湾の画家、陳澄波作の油絵「東台湾臨海道路」についてでございます。この絵は、防府出身の元台湾総督、防府図書館の前身となる三哲文庫を私財をなげうってつくられた上山満之進が総督退任時に親交のあった陳澄波に書いてもらったもので、以前は防府図書館に展示されていたものでございます。

防府市は、上山満之進から譲り受けたこの油絵を福岡アジア美術館を所有している福岡

市と10年間の寄託契約を結び、預けてしまったわけですが、陳澄波の御子息さんである台湾嘉義市の陳重光さんも、上山満之進さんの御親族の上山忠男さんも、ともに地元の防府市で展示してほしいと願っておられます。

そして、できることならば三哲文庫との関係もありますので、図書館内で展示してもらった上で嘉義市との国際交流を発展させてほしいという御意向を持っておられます。

私も、9月に友好訪問団の一員として台湾の嘉義市を訪問させていただきましたが、嘉義市での陳澄波作の油絵の人気の高さに大変驚いたわけですが、町なかではさまざまな場所に油絵のレプリカが展示されておりました。

この油絵、「東台湾臨海道路」を防府に持ち帰り展示することができれば、台湾からの観光客が増加することが見込まれますし、県が進めている台湾への山口県特産品の売り込みや国際交流にもより弾みがつくものと確信しております。

宇部空港と台湾桃園空港とのチャーター便での直行便も始まり、今後はより交流も深まっていくことが期待されるわけですが、現在の防府市の姿勢は動かないための言いわけばかりといいますか、後ろ向きと言わざるを得ず、きょうもお越しになっておられますが、関係者の皆様方、非常に残念に思っておられます。

寄託を受けた側の福岡アジア美術館の職員さんも、今までの経緯があるので一回だけ展示会を開かせてもらえれば、あとは防府に持って帰っていただいても大丈夫ですと言われているそうです。

市は、平成30年には一旦防府に持ち帰って展示したいとの御意向のようですが、関係者の皆様方が望まれているのは一日も早く福岡アジア美術館から絵を持ち帰り防府図書館に展示した上で、三哲文庫の生みの親である上山満之進のすばらしい思想を後世の人たちに伝え、台湾嘉義市との国際交流関係を深めていくことですので、展示できる環境を整えた上で、一旦持ち帰るのではなく、皆様の願いどおりずっと防府で展示すべきだと考えているわけですが、執行部としてはいかがお考えでしょうか。

この前の日曜日、防府グランドホテルで開催された地域公開フォーラムでは230名もの方が参加してくださり、台湾側からは日本において実質的に大使館の役割を果たす機関である台北経済文化代表処教育組長の林世英様や、陳澄波のお孫さんである陳澄波文化基金會の陳立栢さんたちもお越しくださり、人口27万人の嘉義市長さんからも、防府市、嘉義市、両市の国際交流の発展に向けた熱いメッセージが届けられた次第でございます。

大使館のかわりとなる台北経済文化代表処教育組長の林世英様からは、今後、友好都市提携や姉妹都市提携等のお話に発展するようなことがあれば、喜んでお手伝いをさせていただきますのですぐに声をかけてくださいと、うれしいお言葉もいただきました。

そこで執行部に質問です。もはやこれだけの条件がそろっており、陳澄波の油絵を防府に持ち帰って展示し、台湾嘉義市との国際交流関係を発展させることに執行部の皆様のお気持ち以外何ら支障になるものはないと考えておるわけですが、市長といたしましてはいかがお考えでしょうか、御回答をお願いいたします。（拍手）

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

陳澄波の油絵「東台湾臨海道路」は、三哲文庫開館以来、同館の閲覧室に掲げられておりまして、その後、防府図書館となってからも、引き続き、開館当時をしのばせるものとして長く市民に親しまれてきたものでございます。

平成27年度の図書館事業において、以前から上山満之進翁の研究をされていた児玉先生に伝記の執筆を依頼いたしましたところ、その調査の過程で本絵画が台湾の画家、陳澄波の作品であることが判明いたしました。

陳澄波作品は台湾や中国で評価が高く、高値で売買され、中には盗難被害も出ているというようなお話もある状況の中で、本絵画が防府図書館に所蔵されているという情報が、実はインターネット上に流布するようになりました。

このことから、図書館での本絵画の保管体制を考慮・憂慮しまして、安全に保管できる場所を検討いたしました。現状では防府市において安全かつ有意義に保管・展示する適切な場所がないことから、平成27年12月から福岡市立福岡アジア美術館に寄託することとしたものでございます。

本市といたしましては、三哲文庫を創設された上山満之進翁の御遺志を後世に引き継ぎ、御寄贈いただいた品々を大切に保管し、防府図書館のさらなる発展を図ることが市の責務であると認識いたしております。

このたびの福岡アジア美術館への寄託はそうした思いから決断したものでございまして、万全の保存管理体制のもと本絵画の評価及び制作背景に関する本格的な研究が進められ、台湾の文化や上山満之進翁についても紹介される機会が増えることから、上山満之進翁のさらなる顕彰につながるものと考えております。

本絵画は、経年劣化によるキャンバスのゆがみ等により、そのままでは展示ができない状況にございましたので、6月市議会に修復のための補正予算を上程し、現在、専門の業者による修復を行っているところでありまして、今年度末までには完了する見込みでございます。修復完了後には、福岡アジア美術館での展示が予定されておると聞いております。

また、上山満之進翁の没後80年に当たります平成30年には防府市で本絵画の展示を

予定しております、多くの市民の皆様にごらんいただきたいと考えております。

その準備を進めるとともに、本絵画を安全かつ有意義に保管・展示する適切な場所の確保についても検討してまいりたいと存じます。

今後も本絵画をはじめ本市が所有する上山満之進翁ゆかりの品々を市民の大切な財産として後世に伝え残すとともに、上山満之進翁を顕彰する気持ちを機会あるごとに市民の皆様を示してまいりたいと考えております。

私事ではございますが、私は、台湾御在住の多くの方々と親しくおつき合いをさせていただいております、現在、台湾と交流しておられる市民の皆様方には、これからもどうか親しくおつき合いをいただければと願っているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

平成30年、一旦返ってくるということで、その際、設備がないのにどこに展示される計画なのかなというところもありますけど、どうですかね、山頭火ふるさと館とか、そういったところ等を検討されてるんですかね。

一旦ではなく、やっぱり皆様、それだけの強い気持ちをお持ちで、しかも台湾との交流もこれだけ盛んになってきておりますので、ずっと保管していただきたいと、陳澄波の御子息さんの陳重光さんは既に91歳、上山忠男さん87歳、もうかなりお年召されてるんです。

皆様がお元気なうちに、なるべく一日でも早く持ち帰っていただきたいなど、そして安心していただきたいと思う次第でございますので、本当、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、これは私からのお願いでございます。執行部の皆様、職員の皆様、ありとあらゆる問題でもっと市民の皆様の声聞く努力をしてあげてください。やらないための言いわけするばかりではなく、いかにしたら市民の願いがかなえられるのかを全力で考え、そして失敗を恐れず、組織の都合ではなく市民の立場に立って、すぐに行動に移してください。

一人ひとりが市民の皆様のお悩みを自分のことと考え、一日生涯という気持ちで動けるようになれば、すぐに防府は変わるはずですよ。何とぞよろしく願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松村 学君） 以上で、2番、石田議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、12番、久保議員。

〔12番 久保 潤爾君 登壇〕

○12番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾です。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目、子育て支援についてですが、特に待機児童の問題について質問いたします。

ことしの2月29日に国会で待機児童の問題が取り上げられ、国全体に大きな反響を呼びました。

私自身保育園を経営しておりますが、数年前までは待機児童問題というのは人口が集中する都市部の問題であり、地方には余り関係のない問題であるという認識でありました。

しかし、最近は、共働き家庭の増加、女性の働き方の変化、子ども・子育て支援制度のスタートなど、さまざまな社会情勢の変化の中で、地方においても待機児童の問題が顕在化している状況になっているのではないかと思います。

お隣の山口市では、平成28年4月1日現在で待機児童が65名発生しており、28年10月1日現在になると156名に増加しています。また、下関市、宇部市、下松市、山陽小野田市でも待機児童が発生しています。そして、この防府市においても待機児童が発生しているとのことでした。

待機児童問題は当事者となった子育て中の世帯にとって非常に深刻な問題であり、一日も早い解決が望まれるものです。

平成27年度の決算特別委員会でも当局に質問した部分もありますが、改めて以下の点についてお伺いいたします。

1点目、現在の防府市における待機児童の人数と、その年齢の内訳について教えてください。

2点目、市としては子育て支援の観点から待機児童の問題をどのように捉えているのかについてお聞かせください。

3点目、待機児童が発生した原因をどのように捉え、その解決策としてどのような方策を考えておられるのかをお聞かせください。

以上3点について御答弁よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 答弁申し上げます。

まず、待機児童の状況についてのお尋ねでございますが、待機児童とは、議員も御承知のとおりでございますが、「保育所等への入所申し込みが提出されており、入所要件に該

当しているが入所していないもの」とされておりまして、本市においては、平成26年度までは保育需要に対して施設側の供給が満たされておりまして、待機児童は発生しておりませんでした。

しかし、平成27年10月に初めて待機児童5名が発生し、平成28年4月1日には一旦ゼロとなりましたが、10月1日現在では、ゼロ歳児が7人、1歳児が1人、計8人の待機児童が発生しております。

2点目の子育て支援の観点から待機児童の問題をどのように捉えているかとお尋ねでしたが、待機児童が発生することは防府市において仕事と子育てを両立できる環境が十分とは言えないということであり、この状況が今後も継続していくようであれば、子育て世代の不安は増大するものと考えます。

この不安を解消し、防府市で安心して子どもを産み育てることができるよう、待機児童の解消に向けての取り組みが必要になると認識し、保育所などへ入所を希望されている御家庭の相談に応じる利用者支援事業をはじめとした各種支援を行っております。

3点目の待機児童が発生した主な要因についてお尋ねでしたが、これまでの女性の社会進出に加え、勤務形態の多様化による短時間勤務への女性就労者の増加等により、保育需要が高まる一方で、全国的に問題となっております保育士不足が要因であると考えております。

保育士不足の背景にはその勤務形態と賃金の低さがあり、国におかれましては処遇改善に鋭意取り組んでおられますが、保育士の平均賃金は全産業平均と比べてまだまだ低い状況にあります。

今後も保育士不足が続くようであれば、さらなる待機児童の発生が懸念されるところでございますが、国は、来年4月から中堅保育士の給与を月額4万円程度引き上げるなどの措置をとられるとのことですので、保育士確保の一助になると考えております。

また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のもと、従来からの公立、私立保育所に加え、認定こども園4園と小規模保育事業1カ所による保育の受け皿の拡大が行われておりますが、来年度4月から新たに幼稚園1園が認定こども園へ移行される予定となっております、3歳未満の児童の受け入れ数が30人程度増加することとなりますので、待機児童は解消されると認識しております。

いずれにいたしましても、待機児童の解消は喫緊の課題と考えております。市民の皆様には、「産むなら防府、育てるなら防府」と言っていただけるよう、子育て施策を展開してまいらねばと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

再質問を一つさせていただきたいと思います。

御承知のとおり防府市には公立の保育園が3園ございます。待機児童、27年にも発生しておるわけですが、待機児童発生時に例えば公立保育所の定員を増やすことによってこの問題に対応しようというお考えは、その当時はなかったのか、この10月もそうですね。

また、今後、来年認定こども園が新しくできて受け皿も増えるということで、4月時点では恐らく待機児童の問題、解消していくだろうということですが、先ほど御答弁の中にもありましたように、4月時点で待機児童ゼロでも、さっきの山口市の例もそうですが、10月ぐらいになるとどんどん増えてくるんです、入所希望者というのは。ですから、受け皿が完全に足りるかというのはまだまだ不透明だと思うんです。

今後、待機児童が発生したときに、公立園を3園持っている防府市として、行政の責任において待機児童の問題を公立保育所において対応しようという、そういうようなお気持ちというのはおありかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

ただいま申されました公立保育所における対応ということでございますが、これまで待機児童につきましては、民間保育施設にまず重々お願いをしまいたったわけなんでございます。

そして、民間保育施設に関しまして定員をかなり増員していただいて御協力をいただいたところでございますが、しかしながら、それでも発生したという状況にあるということでございます。

今後については、公立3保育所についても、これまで同様に定員いっぱいまで、定員わずかに超えると思いますが、それ以上に受け入れをしまして解消に努力をするとともに、また、民間の施設に関しましても拡充をまたお願いをしまいたいというふうに考えております。

しかしながら、これ以上の受け入れの増加、なかなか見込めないところでもあろうかとも思います。

つきましては、なお待機児童が発生していくようであれば、保育協会様や民間施設の方々とも協議をしながら、公立保育所の定員拡充について考える必要がある時期が来たかなというふうに考えております。

ただ、市においても保育士の確保というのは大変苦慮いたしておるところでございます。その現状も実のところあるところでございます。

それでもう一つ、平成29年4月以降の解消の見込みについて申されたかと申しますが、4月につきましては、とりあえず6歳児とか年長さんが卒園されますので一旦は解消するというふうに、また、4月には新たに認定こども園が開設されることにもなっておりますので、一旦は解消されるというふうに予測をしておるところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、女性の社会進出等に伴いまして保育需要は大変増加してきておりますので安心はできないと、年度途中ではまた待機が発生する可能性があります。

つきましては、先ほど申しました公立保育所についても考えていく時期が来ようかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

先ほど民間の保育所の定員増ということでおっしゃられましたが、手前みそですけど、うちも待機児童が発生しておるということで定員を増やしました。

その際に、やっぱり一番苦労したのは保育士の確保です。ハローワークに出しても来ないんです、保育士の応募が。いろんなつてを当たって行ってというようなことで、ようやく確保したような状態でございます。

2017年には保育所入所のニーズがピークを迎えるという、そういう厚労省の分析もあります。まだこれから先増えるという分析があるんです。そうしてまたピークを過ぎても、現場におる者の実感として、保育所への入所希望者というのはすぐに減ることはないだろうという感じを受けます。

そこで、先ほど部長のほうからも少し言及がありましたけれど、提案をしたいと思いません。待機児童の大きな原因の一つである保育士確保の問題というのを少しでも解消するために、先ほどちょっと申されましたが、防府市保育協会と連携して、市内各園、その離職者情報もそうですけど、保育士同士のネットワークというものもあると思うんです。その中で潜在保育士を掘り起こすような、そういう試みをして保育士の人材バンクというのをつくるという、そういうことを行ってはどうだろうかと思うところでございます。

もう一点、先ほどうちのほうで定員を増やしたという話をしましたけれど、その際によく確保した保育士がうちに働きに来るときに、その保育士の子どもさんが保育園に入れないかもしれないという、そういう事態が1回ありました。行政の御努力で入れたんですけれど。

そういったことは、保育士さんが入れないことによって待機児童が3人は間違いなく発生するんです、ゼロ歳児であれば。やっぱりそういったところもちょっと考えていていただきたいと思うわけです。

そういう意味で、今みたいな結婚・出産などで現場から離れた保育士さんが再び保育園で就労を考えたときに、その方の子どもが保育園に入所を希望しておると、そういうときには入所に係る点数を優遇すると、そういう措置をぜひ講じていただきたい。

保育士だけ優遇してと言われるかもしれませんが、そのことによって入所できる子どもたちが増えるわけですので、どうぞそのあたりも考慮していただきたいと思いますが、この2点について御所見を伺いたいと思います。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

御提案の保育士人材バンクにつきましては、保育士資格をお持ちの方で保育所等に就労されていない方を対象に保育士バンクに登録いただきまして保育所へ就労支援を実施するもので、実は山口県では既に実施されております。

本市独自に保育士資格をお持ちの多くの方にバンクへ登録していただき、まず掘り起こしをして、バンクへ登録をしていただき、きめ細かい支援を行えば再就職に結びつくものと考えておるところでございます。

については、成功している他自治体の事例を参考にして、取り組み方法等について保育協会など民間施設の方々とも相談しながら、まず研究してまいりたいというふうに考えております。取り組んでみたいなというふうに思っております。

続きまして、御提案の2点目といいますか、子どもを持っていらっしゃる保育士の保育所の優先利用ということでございますが、これについては、来年度から保育士等の職場復帰を促し、保育士不足の解消につなげたいと我々も思っておりまして、保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用制度というものを実施しようというふうに考えております。29年度の受け付けから実施をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

前向きな御答弁をいただけたんだと思っております。ぜひ進めていていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、先進事例をということで、保育士の確保のほうについておっしゃいました。

御承知のとおりほかの自治体においても、保育士確保の取り組みというのはもう始まっております。お隣の周南市は保育士トライアル制度という、そういう名前の事業がありません。北九州市でも、北九州保育士保育所支援センターというのがあります。

保育士トライアル制度は潜在保育士の掘り起こしを目的としている。北九州市の保育所支援センターというのは、潜在保育士の掘り起こしと潜在保育士の就職相談というふうな、そういう形で事業を行われて、恐らくほかのいろんな自治体でもそういった取り組みが始まっているんじゃないかと思imasるので、うまくいってるところとおっしゃいましたので、ぜひ本当に、役所の答弁的な調査・研究じゃなくて、真の意味で研究・調査いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、待機児童数が多くて、保育士確保の問題というのは、より切実なのは首都圏でございます。首都圏の自治体では、保育士への家賃の補助、潜在保育士が就労した際に自治体で使用できる商品券を配布する、育児休業給付金延長補助を行うといった金銭的な支援も行われている。それぐらいの深刻な問題であるようでございます。

こうした支援策に加えて、待機児童数が多い、今言いました主に都市圏の保育所が地方の学校に好条件で求人を行って、新卒の保育士が都市部に流れ、結果として地方の保育所も保育士不足に悩まされると、そういう構図もございます。

このことが地方において待機児童を生み出す原因の一つになっていることはまず間違いないと思imas。

防府市で待機児童数が今後爆発的に増えていくことがあれば、先ほど言いましたような保育士の処遇面も、御答弁の中で国のほうも処遇改善を行っていくわけでございますけど、自治体独自で処遇面を考慮するという、そういった首都圏のような施策が必要になってくるのかもしれませんが、当面は保育士を確保して、その就労をスムーズにするための取り組みというのが必要であると思imas。

さっき申しましたように待機児童問題は当事者にとって深刻な問題でございます。これを発生させないよう、あるいは、発生しても迅速に対応できるような体制を整えておくことは公立保育所を3園持つ防府市にとっても大切なことではないかと思imas。

また、そのように待機児童問題に対してしっかりと取り組む姿勢であることが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点項目にもなり、また、少子高齢化社会において必須の政策である子育て支援に手厚いまちであるというアピールにもつながるのではないかと思imas。

現在、8名の待機児童でございます。10名前後の待機児童であれば、公立保育所を持つ防府市であれば、保育士確保の方策があれば、行政の努力によって問題が解消さ

れていくと思われます。

ぜひしっかりと取り組んでいただきたい旨、お願いいたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、6月議会で法定外公共物の管理について質問をした際に言及しましたコミュニティビジネスについて質問をいたします。

11月の改選後で新人議員の方もおられますので、改めてコミュニティビジネスについて説明させていただきます。

コミュニティビジネスとは、少子高齢化、生活様式、価値観の多様化等からくる地域の社会的課題の解決に当たって、地域住民みずからが当事者意識を持ち、解決の手法として収益を伴うビジネスの形をとり、事業の継続性を図り、それとともにその収益をもって課題の解決にも継続的に取り組んでいくという考え方です。

ビジネスの名前がついていますが、収益を上げることが目的ではなく、地域の課題解決が一番の目的で、収益はそのための手段であることがコミュニティビジネスの特徴です。

実際の例としては、6月議会でも上げましたが、自治会で除草業務、空き家管理業務、空き地を活用した駐車場管理業務で収益を上げ、その収益を地域の環境維持、あるいは防災に使っている三重県名張市の事例、コミュニティカフェ、買い物難民のための朝市などで収益を上げ、カフェに訪れた高齢者の医療・福祉の相談を行い、収益を地域のデマンドタクシーなどの運用につなげている大阪の箱の浦自治会の事例、また、耕作放棄地を活用して農業の再生事業を行い、都市と農村のつながりをつくり、地域での若者定住、雇用創出が行われている事例などがあります。

先ほど申しました少子高齢化は、地域課題を解決するための担い手不足を生じさせます。

一方で、生活様式、価値観の多様化は行政需要も多様化させます。担い手が不足し、行政需要が多様化する。しかし、市の財政は指標上は健全であると言えるものの余裕があるとは決して言えません。今後全ての行政需要に応えていくことは難しいと思われます。

市としても、地域の課題に対する解決策を模索されているのですが、現時点では、基本的に地域でのボランティア的な対応をお願いするという形になっております。

今はまだ何とかなっていますが、5年、10年後には地域課題の解決が難しくなる地域が発生するのではないかと思います。そのような事態になる前に行政としては何か手を打っておくべきではないかと考えます。

コミュニティビジネスは地域での新たな結びつきをつくり、地域を活性化し、新たな雇用創出と地域内の経済循環を生み出す可能性を持っており、地域の社会的課題解決のための有力な選択肢であると思われます。

そこで、以下の点について質問いたします。

1点目、6月議会で尋ねたような内容も含め、難しくなっていくであろう地域の社会的課題の解決に対してどのように対応していく方針でおられるのか。

2点目、地域の社会的課題解決の一つの手法として、市当局は今回取り上げたコミュニティビジネスについてどうお考えになるか。

以上2点についてよろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） コミュニティビジネスについての御質問にお答えいたします。

ライフスタイルの多様化などにより複雑化する行政需要に対し、行政が一元的に対応することが難しくなっており、地域の課題に対する行政の対応が行き届かない部分につきましては地域にお住まいの皆様のお力添えをいただけてまいっているところがございます。

しかしながら、これからさらに少子高齢化が進めば、地域の担い手不足が生じ、その結果、課題解決が困難となる地域の発生が予想されますことは議員御指摘のとおりでございます。

そのような中、議員から御案内いただきましたコミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組み、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することによって、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出すものとされております。

市といたしましても、コミュニティビジネスは雇用により担い手不足を解消し、収益を上げることで、継続して地域課題に対応することができる仕組みとして、課題解決の有効な手段であり、地域の活性化につながるものと考えております。

コミュニティビジネスが広がっていくためには、地域の皆様に地域の課題を主体的に解決するという意識をお持ちいただくことが最も重要であり、また、事業に携わる人材の確保、組織づくりといった課題がありますことから、平成27年から地域単位で開講いたしております山口県立大学サテライトカレッジ「みんなで地域づくりを考えよう！」などを活用し、組織づくりや地域住民が主体となって課題に取り組む機運の醸成を図ってまいりたいと存じます。

また、小野地域及び富海地域におきましては、既に農産物の販売など、コミュニティビジネスにつながる可能性のある事業を検討されておられますことから、これらの取り組みが進んでまいりましたら、コミュニティビジネスのモデルとして他の地域へも御紹介して

まいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

前回ちょっと質問の仕方が悪くて、コミュニティビジネスについての御答弁がいただけなかったんですけど、今回、本当によくお調べいただいた上で御答弁いただけて、大変ありがたいと思っております。

小野・富海地域の取り組みがそういうものにつながる可能性があるということで、ぜひつなげていただきたいと思えますし、それが全地域に波及するように取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

再質問を少しさせていただきます。

6月議会において、コミュニティビジネスは地域地域のくくりなんですけれど、それを大きくくくるものとしてソーシャルビジネスという考え方がございます。そのソーシャルビジネスについて、創業支援センターでインキュベーションシステムの事業手法として取り入れることを検討していただけたという旨の答弁をいただきましたが、これに関してはその後どのようなになっているか、お聞かせください。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、私のほうからは、コミュニティビジネスが新たな創業、そして雇用の創出をする観点からお答えをしたいと存じます。

まずは、議員御紹介のとおり6月議会でも御紹介いたしました。創業支援センターは本年9月にデザインプラザHOFU1階に設置をし、やまぐち総合研究所の中村氏をインキュベーションマネージャーとしてお迎えし、その方を中心に2名の専用スタッフで伴走型の創業支援システムを展開しております。

まずその成果としては、まずは平成27年度の利用者なんですけど、延べ相談件数が62件だったものが、11月末現在において、相談件数、延べになりますけど250件を超えております。また、新たな創業者の方も昨年よりは増加傾向にあるという、このような成果が出ております。

その創業センターは、ビジネスにつながる全てのものに関して丁寧に御助言を申し上げます。

そして、先ほど久保議員の御提案にございましたコミュニティビジネス、これについても、ほかのビジネスと同様に、経営の観点からそのような助言が必要であろうと、我々も考えておりますので、今後、事業計画の策定、そして経営の観点からの専門家の助言、こ

ういうのも創業支援センターでは受けられますので、ぜひ新たにコミュニティビジネスを志す方がいらっしゃれば、ぜひこの創業支援センターを活用していただきたいと、このように思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございます。

大変相談件数も増えているということで、創業意欲がある方が多いということは喜ばしいことであると思います。

コミュニティビジネスもその中で相談の一つの形態として取り入れていただけたということでございました。ぜひとも周知徹底のほうをよろしく願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大変前向きな御答弁いただいたわけですが、ただ、先ほどありましたように、コミュニティビジネス等の推進に当たっては地域住民みずからが当事者として課題解決に取り組むんだという、そういったような機運づくりというのが大切になってきます。

それには、例えば人材の発掘であったり、先ほどちょっと言われましたが、成功事例の紹介であったり、地域資源の見直し、そういったことが考えられますが、一番大切なのはやっぱり危機感を持って臨むということが大切なのではないかと思います。

先ほど事例の中で紹介いたしました三重県の名張市は、ここは15の自治会がそれぞれ地域ビジョンというのを作成して、地域の課題を検討整理して、各地域でビジョンに基づいた課題解決の取り組みが行われています。その中に、今言いましたコミュニティビジネスも取り込まれているわけです。

この地域ビジョンは名張市の総合計画後期基本計画の中に位置づけられております。各地域のそういったものが総合計画の中に入ってくるわけです。

そこで、地域による地域の将来像というのを最大限尊重した、そういったものとなっておりますということでございます。

名張市はその点では恐らく先進地だと思うんですけど、名張市は各地域の公民館が市民センターという扱いになっておって、これを各地域の指定管理とされておられます。

そのこともあってでしょうが、地域のことは地域で解決するという、そういう風土をつくって、名張市内においての都市内分権、地域内分権といったことが行われております。

名張市でこれほど住民主体の地域づくりが行われておるのは、さっき申しましたけど、市と地域ともに、この先この地域はもっていくんだろうか、市が大丈夫なんだろうかという、そういう危機感があつたからではないかと思います。

ちょっと御紹介しますけど、名張市は、平成14年に財政非常事態宣言というのを発表しております。その後、今度は平成15年には市町村合併、合併の是非を問う住民投票が行われて、7割の住民が合併反対で単独市制を選択されておられます。

財政が非常事態であるにもかかわらず単独市制を選ばれたということで、この2つの出来事は、名張市の執行部あるいは市民の方々が先行きに危機感を持つためには十分な、そういう出来事だったのではないかと思います。

現に、この後に地域課題解決のための動きというのが急速な勢いで進んでおります。詳しくはちょっと時間が……ありますけど、全部述べるのもあれなので、またホームページのほうに詳しく書いてありますので、じっくり見ていただけたらと思います。

こういった動きですけど、これは私見なんですけど、この動きは地域を地方自治体に考えて、市を国に置きかえれば、今行われている地方創生の動きに似ているのではないかなと思います。

名張市さんは地域分権——都市内分権という言葉を使っておられますが、地方創生の自治体版みたいなもので、地域創生とも考えられるのではないかなと思います。

国の行う地方創生というのは、このままでは人口減少が進んで維持ができなくなる自治体が生じるかもしれない。しかし、国にもその全てを助けていくような財源的な余裕はないと、そういう状況から各自治体がそれぞれの特色を生かした政策を行い、税収を維持または増やし、みずからの力で自治体を維持していってもらいたいと、そういうことじゃないかなと考えます、国の地方創生というのは。

自治体においても、各地域に少子高齢化に伴うさまざまな課題、問題が生じていることは把握されていますが、それを全て解決していく財源の余裕というのは今後なくなっていくであろうと、したがって、全てを行政に任せるのではなく、地域でできることは地域で行い、行政がすべきことは行政が行い、その中で地域と行政が協働していく、そのことによって地域コミュニティを維持していくという、地方創生の自治体版とも言える考え方が今後必要になってくるのではないかなと思います。

名張市は、平成21年にこのような地域創生とも言えるような動きを本格化されています。先ほど言いました地域ビジョンというのができたのはこの年なんです。国が地方創生を始めたのは、御承知のようにそれより大分後です。ですから、国が地方創生事業を始めるはるか前からこのような動きをされておられます。

防府においてもこのような地域創生、地域分権を考えていかなければならなくなる時が来る可能性は高いと思います。そのときになって慌てるのではなく、危機感を持ち、それに備えて、今回取り上げましたようなコミュニティビジネスのような手法も含め、今申

しました名張市などの先進地の調査・研究を行っていただきたいと思います。

それとともに、地域住民の方と危機感を共有できるような、そういった取り組みを考えていただきたいことも要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、12番、久保議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、6番、和田議員。

〔6番 和田 敏明君 登壇〕

○6番（和田 敏明君） 会派「改革」の和田敏明です。通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

まず、運動広場の設置についてお尋ねいたします。

平成25年12月議会におきまして、多目的広場の新設について御質問させていただきました。この質問に対し、市長から、今後、地域の皆様の御意見や御要望をお聞きしながら、いま一度、市全体を視野に入れ、緑の基本計画の見直しも含めて検討してまいりたいとの御答弁をいただいております。その際、私も、早い時期を目標に用地の確保に向け、地域の方々の御協力を得ながら適地を探してまいりたいと約束しております。そのことから、私は、地元の自治会連合会長や自治会長の方々などにも相談しながら運動広場の設置が可能と思える候補地を探し、既に執行部に提言をさせていただいております。

提言した場所については、流通センターが進出してくるとうわさがあるとの情報を聞いたこともあります。現在は市街化区域、調整区域内でも宅地開発が進んでおりますが、御多分に漏れず、この候補地のすぐ近くまで宅地開発が進んでいる状況にあります。このまま何もせず放置していれば、間違いなく流通センターの進出または宅地開発が進んでくるのではないかと危惧しております。現状ではソフトボールやサッカーができるような運動広場が設置できるような、ある程度の面積が確保できる用地はほとんどない状況にあります。

前回の一般質問においては、防災機能を兼ね備えた防災拠点となり得る多目的広場の設置をお願いいたしました。このような言い方がふさわしいかわかりませんが、市の北部に位置する地域には、防災上100%被災を受けない土地はほとんど存在しないことがわかりました。そのことから、まず南部のスポーツセンターの運動広場程度から進めていただきたいと思います。このたびの市議会議員選挙の街宣のさなかにおいても、多くの方々から、運動広場の設置はその後どうなったのかとの問い合わせが多数あり、地元の多くの方々から運動広場の設置を望まれています。

そこでお尋ねいたします。以前質問してから、はや3年がたちます。私なりに適地を執行部に提示させていただき、きょうまで、ところどころにおいて、いろんな意見を聞いており、執行部におかれましても真剣に取り組んでおられることは理解しております。しかしながら、現状を見る限り、私は時間との戦いと感じておりますので、現在どのように検討されているのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

若干具体性に欠ける答弁内容かと自分なりに思っておりますので、足りないところは担当部長なりから答弁いたさせたいと思いますので、お許しいただきたいと思っております。

ただいまの御質問でございました、お話にもございましたが、平成25年の12月議会におきまして、議員から、多目的広場の新設について、私からの答弁として、スポーツなどに広く活用できる広場であると同時に、災害時には避難拠点となる機能を持ち合わせた地域単位の近隣公園など、まとまりのある面積を持つ公共施設を市の北部地域に整備することは必要であると申し上げておりますが、現在もその考えには何ら変わるものはございません。

現在市では都市計画マスタープランの見直し作業を行っておりまして、道路、河川、下水道など、都市基盤整備の基本的な方針を見直す中で、公園や緑地の整備方針を定めることとしております。今回都市計画マスタープランを見直す中で、特に重視しておりますことは、全体構想をより市民の皆様にとって身近なものにするということでございます。

そのために、今回の見直し作業におきましては、これまでの地域別まちづくり構想を再構築することとしておりまして、全体構想が市民の皆様にとって、より身近な構想となるような手法として、例えば、地域住民の皆様だけでなく、そこに中学生の皆さんを交えたワークショップを実施し、皆さんが必要と思う公園や運動広場などの規模や施設の内容、設置場所などについて幅広く意見をいただくこととしております。

都市計画マスタープランは、20年後の市制施行100周年までの防府市を見据えたこととなりますことから、市民の皆様の意見や思いを反映させたものとなるよう、公園だけでなく、運動広場や多目的広場などにつきましても、構想に盛り込んでまいりたいと考えております。

冒頭申し上げましたように、十分な回答になっておらないことを申しわけなく思っております。

以上答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど市長がおっしゃられた前回の私の質問に対しての御答弁はそのとおりでございます。また、いま一度、市全体を視野に入れ、バランスのとれた整備計画であるようにしていかなければならないという御答弁もいただいております。

今現在のところ、例えば、球技等ができる広い運動公園といえば、向島、また、新田古浜に運動公園が設置されておりますが、北部地域のほうにはそういった場所が全くございません。今現在の整備計画は、果たして、これがバランスのとれたというふうに言えるのでしょうか。その辺のところをお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の個人的な思いとしては、防府市の北部地域は、牟礼も含めて、右田、小野等々、大道の北部地域も含めて、決して、そういう意味において、十分な状況になっているというふうに思っておりません。特に右田地域においては、何とかしていかなければならないなという思いばかりは強いものを持っているんですけども、なかなか現実的な状態になっていないと、かように考えております。

それから、先ほどの久保議員の御質問の中に、コミュニティビジネスというような観点からの切り口がございました。今、地方創生が盛んに叫ばれている中で、国と私たちの地方と、基礎自治体というかわり合いが圧縮・縮小されていったものが市と地域ということになるという先ほどのお話がありまして、私も全くそのとおりだというふうに、実は日ごろから思っていることでございます。そういう形に一步二歩踏み込んでいく必要性を防府市も数年前から連合自治会等々に働きかけも実は行っているところでございまして、そういうところの御意見などをお聞きしながら対応に努めていくことが肝要ではないかと、このように思っております。今の北部の運動公園の、仮称ですけども、広場というものについては、それなりに行政の担当のほうで、ある程度検討しているんじゃないかと思っておりますので、答弁をさせたいと思います。お願いします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） ただいま市長が御答弁申し上げましたように、佐波川から北方面につきまして、運動公園、これ、ないというふうなこと、これは私も非常に気にしておったわけでございます。そこで具体的な話になるわけでございますが、地域の方から、いわゆる候補地として、私ども御意見を頂戴いたしました。これは昨年のごことで、ことしの初めぐらいでしたですか、昨年でしたですか、あったというふうに思っておりますが、私どもも、この地、どことは申し上げられんというふうに思っておるんでございますが、

一応図面引きまして、あるいは経費等々も策定いたしました。あるいは、それに対するいろんな補助金制度等々検討したわけでございますが、具体的な今その内容については、この場で申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうには思っておりますが、なかなか、今、いろんな面の中で、いわゆる財政的な裏づけも含めまして、前へ進んでいないというのが、これが現状でございます。その後、実はそのほかにいろんな公共的な施設がございまして、そういったところについても、いろいろ調査をさせていただきました。そこ今管理していらっしゃるところにも、これから、どういうふうな形で、これを維持管理されるんか、あるいは、売買されるんか。そういった面につきましても調査をしまして、また検討もさせていただいたんですが、なかなか形状的にそれが運動する用地としては適さない。そういうふうな結論にもなったわけでございまして、地域の方のいろいろなお気持ちは非常によく、私どものほうに胸に突き刺さってくるわけでございますが、最終的に、その結論としてお示しができていないということは、非常に私どもも残念に思っておりますし、また、まことに申しわけないという気持ちも非常に感じているところでございます。

また、いろんな、右田地区、北部のほうには用地等々もあるというふうに思っておりますし、おっしゃるとおり、災害方面を見ましたときには、例えば、佐波川のハザードマップですね、洪水の。これが改定をされまして、かなりの部分がこの浸水地域としてなっておりますので、用地選定にはっきり言って苦しんでいるというのが現状でございます。

したがいまして、今、考えておりますのは、農用地として今活用している地域もございまして、そういったものは、ここで申し上げていいかどうか、ちょっと私の個人の考えとしてお聞きいただきたいというふうに思っておりますが、そういったものを含めて、公共がこういったものをやれば、これはある程度の容認ができるというふうなことも聞いておりますので、そういったものを含めて、また、候補地として御意見も頂戴できればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） ずっと、このことに関して御努力いただいていることは重々理解しておりますし、また感謝もしております。しかしながら、今現在進んでないというのが状況でございまして、私も適地を探してまいる際にほぼ全域見てまいりましたが、まず場所がないんですね。今回、防災という点を外しての私の質問とさせていただいておりますが、自治会連合会長をはじめ各自治会長にも相談いたしました。返ってきた答えは、あんたは若いから、なかなかこの地域のことも、ようわからんじゃろうけど、そりゃ災害の対策しようと思ったら、それは無理があるいねというお答えをいただきました。ええから、

運動できる広場をとにかくつくってほしいというのが地域の皆様の切実な声でございました。

その中で場所選定していくに当たって、私はもう2カ所しかないなというふうに感じております。また、ほかのところ、先ほど言われた農地があるところは、そこをじゃあ開拓してということになってくると、当然そこに地権者さんがおられるわけですから、さらに時間がかかってくるわけでございます。適してる、適してない、もちろんあるかもしれませんが、最低限、例えば、ソフトボール程度の球技ができる場所。この設置をするために、まず第一歩、場所を決めていかなければならない。そこで、市のほうでも示されております公園緑地の整備方針の中で、拠点の公園整備ということで、スポーツやレクリエーション活動を楽しめ、防災機能を有する公園の整備ということで、今、ちょうど北部地域には、大体、右田、玉祖の中間点、262号線挟んで、大体半径2キロぐらいのところに置くような計画となっております。しかし、今、この地域、本当に宅地開発が進んで、どんどん場所がなくなっていっております。今のままでは確実にできないというふうに思っております。

先ほど地域の御意見をお伺いしたというお答えもいただいておりますが、いま一度、地域の方々、どのような声を聞いておるのか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

地域の声、どのようなことを聞いておるのかという御質問でございますが、なかなか、今議員が御指摘のとおり、右田地域、なかなか運動ができる、規模で言うと、スポーツセンターの県道の北側の広場ですね、その程度の規模だろうと思っておりますが、具体のどこに欲しいというところが現実一番難しいところだと感じております。

市長も今答弁しましたように、今年度、来年度で都市計画マスタープランの見直しの作業ということで、今現在はアンケート等の作業を行っております。年度が変わりまして、各地域、右田地域、玉祖地域にも出向いて、そういった声をもう一度再度お聞きすることを考えております。その辺で、議員がおっしゃられておることをもう一度再度、説明会なり、また、ワークショップなりで、再度聞いてまいりたいと存じます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） お伺いすると、地域の声をお伺いすると、私がお聞きしてから、もう3年が経過しております。もう地域の方々の声は決まっておると思っておりますし、設置できる場所も、もう限られておると思っております。その中で検討していく以外の方法が私はあるように思っておりません。

先ほど財政等の話もありましたが、確かに財政が厳しいということも、もちろんあるでしょうが、今回の一般質問においても市長のほうから、防府市の行政、多面多岐にわたって整備していかなければいけないということから、そこだけに財をつぎ込むことは非常に簡単ではないということもお伺いしております。しかしながら、今回示された防府市のスポーツ公園のスポーツセンターのほうで、サッカーグラウンドは人工芝が敷かれて、また整備されるような形になっております。

この金額が、以前私が聞いたところでは、総事業費は4億1,700万円ということでした。それが今回お示しされた金額が人工芝多目的グラウンド6億8,000万円、駐車場4,000万円。なぜ、南側には、こういったように、ぽんとお金が出ていくのでしょうか。これが防府市の全体的な、総合的なバランスを考えた公園のあり方、広場のあり方というふうに言えるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 答弁をお願いします。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） サッカーグラウンド、多目的グラウンドの整備事業ということで、お答え申し上げます。

多目的グラウンドの整備につきましては、サッカー連盟さんから御要望いただきまして、市内組織で検討委員会を立ち上げ、検討し、外部委員を入れた委員会で、提言書という形で提言をいただきまして、場所につきましても、市の所有する市有地を中心に選定してもらったわけですが、その中でスポーツセンターの南側のグラウンドを天然芝じゃなしに人工芝を敷き詰めたもので整備してほしいという提言書を受けまして、それで整備を進めてきておるものでございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 少し、ちょっと観点が違うような気がするんですが、今、私、以前は右田地域で、今年度4月から、右田、玉祖が分かれることになりましたんで、今は玉祖ということでおりますが、以前より右田の地域の方々、また、玉祖地域の方々から、いろんな声を聞いております。その中で皆さんがおっしゃられるのは、北部には何にもない。この声が一番多いんです。全部佐波川から向こう側じゃと。私は、今の全体的なバランスを見て、このような言葉を発せられてもいたし方ない状況にあるというふうに考えております。いま一度、防府市の全体のバランスとして、今のあり方が適切なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も何度も答弁いたしておりますが、御指摘のとおりだと、このように自分なりにも思っております。私も右田あるいは北部のことは、よくわかってお

るつもりでおりますので、都度、例えば、サッカーグラウンドにしましても、つくる折には適地として、例えば、旧野球場はどうなんだとか、あるいは、トラックセンター、トラックターミナルが今閉鎖された状態になってるあの空き地を有効活用できないかとか、いろんな事柄を提言といいますか、自分の気持ちは伝えてはいるわけでありまして、結果的に、佐波川から右とか、左とか、物を言いたくありませんけれども、結果的には右岸側が決して十分な市政が及んでいるとは思っておりませんし、議員のお力をお借りし、また、ほかにも議員もたくさんおられるエリアでございますので、皆様方のお知恵にも耳を傾けながら、防府市の北の地域の有効利用、あるいは、繁栄というものについて意を尽くしてまいらねば申しわけないなど、そのように思っております。どうぞ、お許しいただきたいと思えます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） いろいろ状況がある中で、例えば、私の思いと違ったもの、多少縮小したり、何かを妥協したり、こういったことは進めていく中でいたし方ない面もあると私も理解しておりますし、地域の方々も理解しております。私は、スポーツセンターをあそこにつくれと言ってるわけではありません。できることをやってくださいとお願いしているんです。例えば、場所の確保だけはしておくとか、そういったことだけでも進めていただけないかと、いま一度、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 答弁お願いいたします。市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げておりますが、今の私の思いは、何とかしなくてはならないと、こういうふうに強く思っておることだけ申し上げさせていただきたいと思えます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） わかりました。そのお気持ちは十分伝わっております。しかしながら、今の公園緑地の整備方針図を見ていただいてわかるように、この場所には、もう、ほぼ運動公園が設置できるような場所は残っておりません。私は本当に時間との戦いと思っております。何とか、お力をお貸しいただきたいというふうに切に思うところでございますが、地域の方々のお声をいま一度お聞きする、私はもう3年間待ってるわけですが、せっかく言っていたんで、いつを目標に、どのような形で行われるか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

右田地域、玉祖地域、説明会なり、ワークショップなり入るのは、一応29年度で入る

ことを計画しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 済みません。どのような形で行われるか。ちょっと聞き漏らしたら、済みません。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） どのような形という部分、中身ということいいんですかね。今の意見をまずお聞きするというので、その後、議員おっしゃられるような適地がそこしかないというふうに、数カ所程度しかないというところがございますので、その辺で、一つの手法としては、その位置について、それを開発とか、そういうことが起こらないようにする手法としては、都市計画法の公園とか、運動広場の都市計画決定するという手続をできればする、したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） わかりました。本当に時間との戦いですんで、何とか、何度も言いますが、この言い方が適切かどうかわかりませんが、北部に、北部地域にも何とかお力添えをいただきますよう、よろしく願い申し上げます、この項の質問を終わります。

○議長（松村 学君） それでは、ここで昼食のため、午後1時5分まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

---

午後1時 3分 開議

○議長（松村 学君） 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

6番、和田議員の2項目めの質問から再開いたします。

どうぞ。6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 次に、耕作放棄地についてお尋ねいたします。

近年全国的に耕作放棄地が増加の一途をたどっていると言われており、防府市においても同様な状況にあるのではないかと思います。

私は、農業に関して素人の域を脱しておりませんので、今回質問をするに当たり、農業のスペシャリストに相談させていただいたところ、現在ほとんど専業農家は存在しないと考えてよいのではとのことでした。といいますのも、純粋に農業収入だけで農業を営んで

いくことは困難で、現在我々が目にする田んぼも先祖伝来の土地を守るための使命感から、個々に農機具を持ち、わずかな田んぼを耕作することにより機械貧乏になっているが、続けることができるのは、わずかながらの年金等の収入があるからだそうです。

このままの状況が続けば、日本の食卓を守ってきたお米が目の前から消えるのではないかと、危惧されます。このような状況に至っている、その主な原因としては、農作物の多くは天候に左右され、一定の生産高が望めないことや、重労働、長時間労働の割に農業収入が上がらないことなどから、農業従事者の高齢化が進展しているにもかかわらず、後継者が不足していることが耕作放棄地の増加の大きな原因と考えられております。

また、そのほかに、圃場整備などの基盤整備が不十分なので、用水路や農道の老朽化も進んでいることも大きな原因の一つであると思います。圃場整備や基盤整備全般については、行政だけが主体となって進めていくことは困難と思われれます。今後において、耕作放棄地等を防止し、その復元と優良農地の保全のために住民の意識改革、また、市と農業団体等が一体となって、農地のあぜや用水路、農道拡幅等の整備を推進する必要があると思います。

そのような中、農業従事者の方から、単独土地改良事業の予算をもっと充実していただきたい。農業を何とかしてほしい等の切実な声も多く聞いておりますし、今回の市議会議員選挙の街宣の折にも、多くの方々から同様な要望をお聞きしております。一方で、主に、市街化区域周辺の農地は宅地開発が進んでおり、ほんの一部とはいえ、耕作放棄地が解消されているのではないかと思います。

私は、決して農地が住宅地になることに賛成をしているわけではなく、農地は農地として保全すべきであると思っておりますが、このような状況を見たとき、市長はこれまで何度もコンパクトシティを目指すと言われておりますが、本当にコンパクトシティがよいのか、いささか疑問もあります。私は農地を農地として守れる後継者が存在してこそ、初めてコンパクトシティが成り立つのではないかと思います。

市としても、これまで農業政策については、環境整備を防府市単独市費土地改良事業での対応、また、地元からの要望に応えるために予算枠の確保、今年度からスタートの農地適正化推進委員制度等々、農業における現状を打開したいとの思いで努力されてきたことは承知しております。しかしながら、農業従事者の方々からのお声をお聞きする限りでは、抜本的な解決策には至っていないように思えます。

そこでお尋ねいたします。アとして、防府市において、近年、耕作放棄地の推移はどのような傾向にあるのでしょうか。イとして、また、それらの耕作放棄地が周囲に及ぼす環境面や衛生上などの影響はいかがでしょうか。ウとして、最後に、これまで耕作放棄地の

解消に向け、どのような対策を行われてきたのか。あわせて、今後どのような対策が必要と考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中司 透君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市の耕作放棄地の推移についてのお尋ねでございますが、過去5年間の耕作放棄地面積は、平成24年は243ヘクタール、平成25年は230ヘクタール、平成26年は218ヘクタール、平成27年は204ヘクタール、平成28年は203ヘクタールとなっており、耕作放棄地面積は、緩やかではございますが、減少傾向にあると思われまます。

次に、2点目、3点目の耕作放棄地が周囲に及ぼす環境面や衛生上などの影響、並びに耕作放棄地の解消に向け、どのような対策が行われてきたのか、今後、どのような対策が必要と考えているのかのお尋ねでございますが、草刈り等の保全管理が行われていない耕作放棄地が増加いたしますと、病害虫が発生したり、雑草の種子が飛散したりするなど、周囲の耕作地に対して悪影響を及ぼすことが考えられます。農業委員会では、毎年農業委員が担当しております地域の農地を調査いたしまして、農地利用の確認や遊休農地の実態把握と発生防止、解消の指導を行う農地利用状況調査を実施しているところでございます。この調査により、現に耕作されていない農地や将来も耕作される見込みのない農地については、所有者に対しまして、農地利用意向調査を実施し、農地の貸し付けを希望される場合は農地中間管理機構へその旨を通知するなど、耕作放棄地の解消に取り組んでいるところでございます。

また、来年7月には、現農業委員が任期満了を迎え、新農業委員の任命が行われ、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱されることから、農業委員会といたしましては、今後も農地利用意向調査等を実施するとともに、耕作放棄地の発生防止に向けた指導の強化に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは幾つか再質問させていただきますが、農業委員会はもちろん、市全体としてのお考えをお伺いいたします。

まず、多面的機能支払交付金制度を活用して、あぜ、水路の管理のほか、農道の草刈りなどが実施されておりますが、耕作放棄地の解消等にも適用する方法はないのでしょうか。また、それらは個人の土地であっても適用できるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 私のほうから耕作放棄地の多面的支払についての概要を御説明申し上げます。

まずは、多面的機能支払交付金制度は、農振農用地を主な対象地として、農業者と地域住民等から構成される活動組織が行う共同活動に対して交付金が交付される制度でございます。この交付金の対象となる活動は、議員御案内のとおり、水路の泥揚げや農道の路面維持、農地ののり面の草刈りといったものですが、お尋ねの耕作放棄地の解消や活用に関しても、その地域の課題の一環として取り組まれる場合には対象にすることができます。しかし、その地域の中で地権者の同意が得られた農地のみを対象としておりまして、諸々の事情によって同意の得られない、そういう農地に対しては、現在その対象から外れているのが現状となっております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 同意を得られずに対象範囲から外れた方々が何らかの事情で耕作できなくなった、あるいは連絡をとることすらかなわなくなり耕作放棄地となった場合、周囲に及ぼす影響は、先ほどの御答弁ではよいとは言えないと思います。しかしながら、他人の土地に勝手に手を出すことは非常に困難であり、出せたとしても、かかわる経費は誰が持つのかなど、さまざまな問題が生じてくると思います。

現在、効果的な対処法は特になかなかないと思われませんが、無視できない問題でもあると思います。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 私どもも議員と同じような悩みを抱いております。今、議員御要望の、まず個人所有の土地に対して、耕作放棄地の対策。これは先ほど言った多面的支払交付金のエリアでも、同じように、やはり今、手を出す方策はございません。先ほど本答弁にもありましたように、耕作放棄地が近隣に及ぼす影響は非常に大きいということも、私ども理解しておりますので、今現在は農業委員会、それから近隣の方の御協力もいただきながら、その土地の所有者の責務で、何とか近隣に迷惑にならないように今指導してる最中ではございます。

しかし、このようなケースは年々増えてくるというふうに予測されるため、我々農業部門としても、市長会等あらゆる機会を通じて、新しい制度の導入を国・県などに強く要望してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 最後にもう一つだけ、再質問をさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、そもそも農業が安定した生産性が望めないことや、重労働、長時間労働の割には収入が期待するほど上がらないことから後継者不足となっている中で、これから20年後、30年後には、本市の農業がさらに厳しい状況になるものと心配されますが、市はどのような対策を実施しておられるか、いま一度、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答え申し上げます。

本市の農業の将来を見据え、喫緊に取り組まなければならない課題として、2つを上げております。一つは、新規就農者の育成と確保。そして、今現在、農業の中心となっております担い手の育成の強化。この2つを大きな課題として上げております。

まずは、国は、平成24年度に農業の後継者対策として、青年就農給付金制度を創設され、本市も当初から、この制度を活用して、大きな成果を上げております。この制度の概要は就農前の研修段階で最長2年間、さらに経営を開始してからは最長5年間、年額で150万円の給付金の給付を行うとともに、山口県農林事務所やJA防府とくち農業協同組合などの関係機関と連携を図りながら、生産技術はもとより経営に関しての指導もあわせて行っているという制度でございます。さらに、市としても、新規就農者を総合的に支援する観点から、平成26年度より、市単独の支援策を始めております。

その内容は、農業に必要な機械導入費用や施設整備費用の補助制度を設け、経営初期段階の負担軽減を図っております。今後も新規就農者からのいろいろな要望をお聞きして、さらなる制度の拡充を図ってまいりたいと存じます。

2点目の地域農業のリーダー的役割である担い手の育成が必要だと考えております。具体的には認定農業者が農地を新たに借り受け、そして経営規模を拡大した場合には奨励金を交付しております。まだまだ施策としては不完全であることは強く感じておりますので、今後、県内外の先進的な取り組みを研究して、防府ならではの担い手育成の施策を創設していきたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） どうもありがとうございます。今回質問をするに当たって、私が農業の素人であることから、いろんな議員さんがこういう資料をいろいろ持ってきていただいたりしております。まことに感謝しております。

農業の現状は重々わかっておられることと思います。わかっていながら、反面、一步踏

み込めない事実も存在すると思いますが、先ほど部長がいただいた御答弁、何とか期待していきたいと思っております。

この先、防府市、ひいては日本の農業を守り育てていかなければ、本当に食卓からお米が消えてしまうことが危惧されております。先ほどの久保議員の御質問のコミュニティビジネス等々も手段の一つと考えております。そういったことも含めて、何とか防府市の、本市の農業を守るため御尽力いただきますよう、よろしく願い申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、6番、和田議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、13番、河村議員。

〔13番 河村 孝君 登壇〕

○13番（河村 孝君） 「公明党」の河村孝と申します。新人でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

通告の順に従いまして、質問させていただきたいと思えます。

最初は、子どもとスマートフォンについてお尋ねをいたします。

携帯電話の普及による青少年のトラブル、事件・事故の発生が社会問題化されて、平成21年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されて、インターネットの利用環境の整備が始まりました。しかし、ここ数年、携帯電話から進化したスマートフォン、いわゆるスマホが急速に普及いたしました。市内でも子どもたちがスマホを夢中で操作しているのは当たり前前の光景となりましたが、さらに本年は全国ニュースでも話題となったゲームアプリ等で、大人も街角でスマホを一所懸命に操作することも市内各所で見かけるようになりました。携帯電話会社各社でも携帯電話の販売からスマホへの販売へシフトしており、高齢者の方もスマホ使用者が増えてきているのが現状でございます。

このように普及したスマホでございますが、パソコン並みの性能を持ち、アプリにより用途が無限に広がってまいります。このことにより、スマホが引き起こす問題がより深刻度を増しているのが実情でございます。スマホ依存症、歩きスマホ、ながらスマホなど、スマホに関するニュースや新聞記事も多く見かけます。

そのほかにも炎上を招くような不適切投稿は、従来はネット上の書き込みは匿名性が高く、投稿者が特定されにくいとされておりました。しかし、炎上するなどして、世間の注目を浴びてしまうと、すぐに個人が特定され、その個人情報流出してしまうというのが実情であり、賠償請求などのほかにも、その炎上の記録は長くネットに残ってまいります。

また、デジタルタトゥーと言われるように、一度ネットに流出した不適切な画像は完全な削除ができないと言われております。

このように、たった一回の軽いはずみとも思えるような行動でさえも自分の人生を大きく変える可能性があるのが、このスマホのトラブル、事件・事故でございます。そして、このような危険性が誰でも身近にあるという事実でございます。私は、市内の未来ある子どもたち、特に小学生、中学生を守りたいと強く念願している一人でございます。

そこで御質問いたします。

1点目に、現時点での市内の小学生、中学生のスマホの保有状況はどれぐらいでございましょうか。また、ネットいじめやネット勧誘などのスマホに関するトラブル、事件・事故などの発生の現状はいかがでしょうか。極めてデリケートな問題でもあり、個人情報などの理由により明確な件数等は公表できないのかもしれませんが、差し支えない範囲で教えていただきたいと考えておりますので、御回答をどうぞよろしくお願い申し上げます。

2点目は、現在の小学校、中学校における情報モラル教育の現状、また、児童や生徒が悩んだときの相談窓口等の対策について、また、その進捗状況についても伺います。

3点目は、保護者向けの対策についてでございます。スマホについては、子どもだけではなく、保護者と子ども双方の対策が必要でございます。スマホを子どもに持たせるのは保護者です。また、トラブルで一番悩むのも保護者です。保護者への情報モラルの啓発活動の取り組みや相談窓口等の対策について伺います。また、保護者の参加者数はいかがでございましょうか、伺います。

最後に、4点目です。私は、このスマホの問題については、スマホを買い与える保護者だけではなく、地域の方の御理解と御協力も必要であると考えております。平成26年12月に定められた「防府市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」に基づき、子どもたちがネットでの利用者にも加害者にもならないためには、家庭、学校、地域が連携することが大事だと言われております。

問題が起こっているネットの世界は目に見えない世界です。その目に見えない世界での子どもたちの異変や前兆にいち早く気づくためには、学校関係者や警察は当然として、さらに市民による地域ぐるみの対策が不可欠であると考えております。また、スマホを使用する大人の意識の向上が子どもたちを守ることに繋がると思います。

県では、平成21年度から23年度にかけて、青少年を携帯電話等での犯罪やトラブルから守る対策として、子どもネットサポーターの養成講座が行われました。この講座では、青少年育成団体等から選出されたサポーター候補者を専門家からの講習会等で育成し、子どもネットサポーターとして、各地域や学校で啓発活動を促進する事業でした。残念ながら

ら平成23年度で終了しましたが、このように、市民の中にサポーターのような情報モラルの専門家を育成しつつ、市民へ最新の対策情報を発信していき、地域一体型の対策は考えられないものでございましょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の子どものスマートフォン普及、ネットいじめや危険なネット勧誘等などのスマートフォンに関するトラブル発生の現状についてのお尋ねでございますが、スマートフォンやインターネットに関する問題は、現代社会の大きな課題であると捉えております。

さて、市内の小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査によりますと、携帯電話やスマートフォンなどの所持率は、平成24年度の調査では、小学6年生が31.6%、中学3年生が52.5%。28年度の調査では、小学6年生が57%、中学3年生が75.9%となっており、それぞれ大幅に増加しております。

このような所持率の増加に伴い、市内の小・中学校における携帯電話やスマートフォンなどのインターネット利用に関するトラブルも増加傾向にありまして、個人への誹謗中傷などの深刻な事案も発生しておりますが、インターネットの特性上、正確な件数は把握できていないのが現状でございます。

幾ら時代の流れとはいえ、私は、このペースで子どもの携帯電話やスマートフォンなどの所持率が増加していくこと、そして、それに関するトラブルも増加していることは看過できないことであると思っております。

市PTA連合会、市小・中学校校長会、市教育委員会が合同で示された指針の1番目には、「不必要なスマートフォンは所持させない」という保護者に宛てたメッセージがございましたが、全く私も同感でございます。私は少なくとも義務教育段階の子どもたちには、子ども専用の携帯電話やスマートフォンは必要ないと思っております。

2点目の現在の学校における情報モラル教育や児童・生徒の相談窓口などの対策についてのお尋ねでございますが、情報モラル教育については、トラブルの未然防止やトラブル発生時の対応について、学校では、技術・家庭科や道徳、総合的な学習の時間及び学級活動など、さまざまな機会を捉えて、適切な指導が行われているとお聞きしております。また、標語やポスターを制作したり、スマートフォンなどの利用について独自の決まりをつくったりするなど、児童・生徒が主体となった取り組みも行われているほか、ほとんどの小・中学校で情報モラルに関する講演会が実施されているとのことでございます。

相談窓口につきましては、3点目の御質問と共通いたしますので、ここで一括してお答えをさせていただきます。最も身近な相談窓口としては、各学校の先生方だと思いますが、教育委員会内には生活安心相談員が配置されており、防府市青少年育成センターにおいても相談が受け付けられております。このような相談窓口での対応が難しい案件につきましては、山口県セミナーパーク内にごございます、「子どもと親のサポートセンター」のネットアドバイザーなど、専門的な窓口へつなぎ、解決に向けて支援が行われているとお聞きしております。

3点目の現在の保護者への情報モラルの啓発活動の取り組みや相談窓口等の対策についてのお尋ねでございますが、本市では教育委員会と防府市青少年育成市民会議との連名で、平成27年5月に「保護者ができること」についてのパンフレットを作成され、各小・中学校のPTAに配布されるとともに、市のホームページにも掲載されております。

また、防府市青少年育成市民会議が発行する機関紙「はばたき」や毎月第3日曜日の家庭の日を周知するためのチラシを利用し、「スマートフォン等の利用について」と題した記事を掲載され、保護者の関与がいかに重要であるかについて、周知、啓発が図られているところでございます。

本年度の保護者への情報モラルの啓発活動につきましては、18校の小・中学校で講演会が実施されており、延べ約540人の保護者が参加され、子どもたちと一緒に考える機会を持たれ、今後、実施予定の学校もあるとお聞きしております。

しかしながら、私は、全ての保護者には伝わっていない現状もあるように感じておりますので、今後も保護者や市民の皆様には情報モラルの大切さをしっかり御理解いただく必要があると考えております。

4点目の過去に県が行った子どもネットサポーターの養成講習などの地域ぐるみによる対策の取り組みについてのお尋ねでございますが、子どもネットサポーター養成は、本市におきましても平成21年度から平成23年度までの3年間、子どもたちの携帯電話などの利用に伴う被害を防止するため、各小・中学校のPTAや青少年育成団体の関係者、合計53人が子どもネットサポーターとして活動をされました。この活動がインターネット社会への関心を強め、啓発を推進するきっかけとなったとお聞きしております。

その後、このときの取り組みをきっかけに、各地区の青少年健全育成団体や市が協働して、インターネット利用によるリスクや危険性をチラシなどでお知らせする活動が推進されているとのことです。

さらに、本年度から、市教育委員会が山口大学教育学部へ委託されております情報モラル教育事業では、家庭・学校・地域・行政・関係機関が連携して、情報モラルの向上を推

進することを目的として、保護者の意識啓発を行う研修のための教材を作成されると伺っております。

議員御案内のように、ほんの軽い気持ちでインターネット上に載せた情報は驚くべき速さで拡散し、これを消去することは、ほぼ不可能と言われております。このようなインターネットにおける危険性について、子どもはもとより、まずは指導し、見守る大人が認識することは何より大切なことと考えております。

また、インターネットの問題は分野別の人権課題でもございます。平成25年度にインターネット社会の人権と題して、人権学習市民セミナーが開催されましたが、平成29年度も改めてテーマとして取り上げ、保護者をはじめ多くの市民の皆様に御参加、御聴講いただきたいと思いますと考えております。

るる御説明させていただきましたが、この問題は本市だけの問題ではございません。人権を無視するような個人への誹謗中傷などの被害から子どもたちを守るために、今こそ、我々大人が子どもたちのために毅然とした姿勢を示すべきではないかと思っております。

これらのことにつきましては、今後、総合教育会議などを通じて、教育委員の方々と話し合ってみたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 力強い御答弁をいただき、どうもありがとうございます。

先ほど示されたデータでもございますように、保有率も上がってきております。スマホを購入した動機を子どもや保護者の方にお聞きすると、みんなが持っているからという理由が一番多いように思います。とにかく、軽い気持ちで、動機で、スマホを持ち始めることの危うさを非常に感じております。ぜひとも、さらなる力強い取り組みをお願いしたいと思います。

さて、再質問させていただきます。

保護者の中には、スマホを子どもに買い与える理由の一つとして、子どもが学校から家や保護者に電話等で連絡ができないからということを知ることがあります。市内の小学校、中学校には、公衆電話等の設置はあるのでしょうか。いかがでございましょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） お答えします。

市内の学校に電話があるのかどうかということですが、電話は小学校で11校、屋内に5校、屋外6校。中学校9校のうち、屋内7校、屋外2校が備えつけておりますが、しかしながら、緊急に連絡できないから持たせてくれ、携帯、スマホを持たせてくれというこ

となんです、市内の学校におきまして、現状は特別な事情がある場合を除き、携帯電話、スマホ、スマートフォンは、原則学校に持ち込むことを禁止いたしております。先ほど申しました校内電話もありますし、万が一、子どもが学校にいる間に保護者と緊急に連絡をとるといふような必要が生じた場合は、教員を介して連絡をとれる体制が十分整っている。また、放課後におきましても、例えば、スポ少の活動がございしますが、スポ少の活動の際も指導者や育成母集団という世話をされる方がついておられますので、子どもに何かあった場合、子どもから親に緊急にといった場合には、必ず周りの大人から保護者のほうに連絡とれる体制ができているというふうに私ども認識いたしております。

ちょっと長くなりますが、あわせて述べさせていただければ、先ほど市長も回答しました、お答えさせていただきました。議員も申されましたが、平成26年の12月に示した児童・生徒の携帯電話等に関する指針の中の1番目に、保護者宛てに、 unnecessary スマートフォンは所持させないというメッセージがあったかと思えます。私ども教育委員会としましては、原則学校には持ち込ませないという、持ち込まないという、そういうふうな指導しておりますが、ただ、児童・生徒に携帯電話やスマートフォンを全く所持させないということについては、家庭の御理解、御協力が必要となりますので、実際のところは難しいのではないかと。ただ、先ほど議員も御発言にありました深刻な事案も発生しておるといふ、そうしたことで、今まで以上に対策が必要という認識は持っております。

例えば、アメリカの話でございます。これは、以前、同僚の久保議員がこの本会議場で、また、私どもはPTAの連合会の会合のほうでお示しさせていただきましたが、お母さんが13歳の息子に携帯電話を持たせる際に、18項目からなる使用契約書を子どもに渡したというお話でございます。

そうしたことを参考にしながら、私ども教育委員会としましては、子どもたちを守るために指針の見直しを含めまして、学校やPTAとさらに協議をしてみたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど市長が申しました、今こそ我々大人が毅然とした態度で子どもたちに接する。そうしたことが何よりも大切だという思いというものを今私どもは持ち合わせてます。再質問で申しわけありませんでしたが、ちょっと私の思いを申し述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁どうもありがとうございます。

公衆電話等の設置がきちんとあるという事実を知らない保護者も多いと思っておりますので、

ぜひとも、この点も啓発していただきまして、防府市の将来を担う子どもたちのために重大事故を絶対に起こさせないという御決意で、今後とも、できるだけ御努力をいただきますようお願い申し上げます、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、次に、グローバル社会への対応についてお尋ねをいたします。

現代では、人、物、金が国境を越えて行き交う本格的な国際的ボーダーレス社会に対応するために、グローバル社会に対応する仕組みづくりと、日本だけではなく、世界の動向を見据え、世界に通用するようなグローバル人材の育成が求められております。

近年、防府市においても外国人の方を見かける機会が増えてまいりました。また、市内の小学校、中学校の学校現場においても外国人児童・生徒を見かけることが多くなったように思います。帰国子女の方もいらっしゃると思います。グローバル社会の到来をこの防府でも身近に感じる時代に入ったと言っているのではないかとこの防府でもいうふうに思っております。

しかし、学校現場においては、児童・生徒とのコミュニケーションが取りづらく苦労したり、また、学校のプリントを読めなかったり、先生と児童や生徒、学校と保護者との意思疎通に苦労している等の声を聞くことがございます。グローバル社会の波が経済面の次に、教育面や生活面に来ているように思います。私は将来的な市を取り巻く環境を考えると、今後の市の取り組みにおいて、グローバル社会への対応は重要になってくるのではないかとこの防府でもいうふうに考えております。

そこで御質問をいたします。

1点目に、学校現場における外国人児童・生徒、保護者を含めた現状と対策について、また、その進捗状況についてお伺いいたします。

2点目は、公明党は以前より教職員の負担を軽減し、最も大切な生徒と向き合う時間の確保による質の高い教育を提供するため、学外の専門的な人材と連携して、学校の問題に対処する文部科学省の「チーム学校」の取り組みを推進しております。心のケアの専門家であるスクールカウンセラー——SCや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー——SSWだけではなく、外国人への対応などの専門的な人材を含めた「チーム学校」の取り組みはできないものでしょうか、御所見をお伺いいたします。

最後に、3点目でございます。私は、外国人の方への生活面のサポートもグローバル社会においては重要だと考えております。また、外国人の方がごみの出し方等がわからないことでの近隣住民とのトラブルなども伺ったこともございます。市役所での相談窓口の設置やホームページでの外国人の方へのコーナーの設置など、市全体としてのグローバル社会への対応、対策について、考えられないでございませうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

まず、学校現場における外国人児童・生徒、保護者を含めた対応についての御質問の答えでございますが、市内小・中学校で日本語指導を必要とする外国人子女数は、年度による増減はありますが、毎年10名程度となっております。山口県では必要に応じて、日本国籍を有しない児童・生徒等に対して、日本語指導を行う教員を配置する制度がございます。

本年度、この制度に基づき、市内小学校1校、中学校1校にそれぞれ1名が配置されており、週に10時間程度、個別の日本語指導を行っております。日本語指導を行う教員が配置されていない学校におきましては、ボランティアの協力を得て、学習サポートを行っている事例もございます。

なお、保護者への具体的な支援の必要性は感じておりますが、制度としては整っていないため、ボランティアによる支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、対応のスタッフ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の充実による「チーム学校」の推進についての御質問にお答えいたします。

防府市教育委員会では、学校のさまざまな課題に対応していくため、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携・分担する体制、いわゆる「チーム学校」を整備していくことが重要であると考えております。

議員お示しの外国の方への支援を行う専門的人材は、現在確保することができておらず、今後配置が望まれるところでございます。そこで、防府市教育委員会といたしましては、「チーム学校」に参画する専門スタッフの拡充を検討するとともに、ほうふ幸せます人材バンク——支援者バンクでございますが、への登録を促進し、学校の支援に努めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、総務部長が答弁いたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 次に、総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） では、私からは3つ目の外国籍の方への市庁舎での相談窓口、ホームページでの対応など、市全体として、グローバルな社会への対応についてお答えいたします。

昨今、市内企業における従業員やあるいは研修生としての就労などを要因として、本市においてもさまざまな外国籍の方の人口は増加傾向にあり、市全体として、グローバル社会への対応の必要性は増していると認識しております。

現在、市役所において、外国籍の方専用の相談窓口は設置しておらず、外国語が堪能な職員による通訳、あるいはスマートフォンの翻訳アプリを利用する等により対応しているところがございます。

また、市ホームページにつきましては、インターネットの翻訳サービスを利用することにより、さまざまな言語に翻訳することができますが、これも市ホームページ自体が必ずしも外国籍の方の視点で作成されていない懸念がございます。

外国籍の方の専用窓口や市ホームページに外国籍の方の専用サイトを設置することは、現状では多くの課題があり、早急な対策を講じることは難しい状況でございますが、市内在住の外国籍の方は、市内企業にお勤めの方が多いと思われまますので、勤務先の企業への市政情報の広報や相談体制を構築するなどして、外国籍の方へのサービスの向上、利便性の向上に向け、サポートができるよう研究してまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございました。

私も今後の防府市の環境を考えると大変に重要と考えておりますので、グローバル社会への取り組みがますます進むことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松村 学君） 以上で、13番、河村議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後1時56分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月14日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 山本 久江

防府市議会議員

山 田 耕 治